

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子

千葉県公安委員会規則第 7 号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年千葉県公安委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 1 項第 4 号キ(サ)中「又は」を「若しくは」に改め、「車両」の次に「、保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両」を加える。

第 2 条の 3 第 2 項中「次の各号に掲げる標章」を「通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（以下この条において「標章」という。）」に、「当該各号に定める申請書」を「除外標章交付申請書（別記第 1 号様式の 5）」に改め、各号を削り、同条第 3 項中「通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（以下この条において「標章」という。）」を「標章」に改め、同条第 7 項を同条第 9 項とし、同条第 6 項中「前項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 5 項の次に次の 2 項を加える。

6 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、除外標章再交付申請書（別記第 1 号様式の 6）により、当該標章の交付に係る申請を受けた署長を経て公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

7 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに除外標章記載事項変更届（別記第 1 号様式の 7）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、当該標章の交付に係る申請を受けた署長を経て公安委員会に提出し、当該標章の変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第 5 条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 4 号中「およそ不可能」を「困難」に、「重量又は」を「重量若しくは」に改め、「ため」の次に「又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」を加え、同条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、用務の性質上、許可を受けようとする駐車の場所が県内の複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合、駐車許可申請書は、一つの警察署に提出すれば足りる。

第 5 条に次の 2 項を加える。

7 第 5 項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（別記第 4 号様式の 2）により当該駐車許可証を交付した署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

8 第 5 項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（別記第 4 号様式の 2 の 2）に記載事項の

変更を証する書面の写しを添えて、当該駐車許可証を交付した署長に提出しなければならない。

第5条の2第1項中「別記第4号様式の2」を「別記第4号様式の2の3」に改める。

第5条の2の2第1項中「別記第4号様式の2の2」を「別記第4号様式の2の4」に改める。

第5条の2の3第1項中「別記第4号様式の2の3」を「別記第4号様式の2の5」に改める。

第5条の2の5第2項中「別記第4号様式の2の4」を「別記第4号様式の2の6」に改める。

第5条の2の6中「別記第4号様式の2の5」を「別記第4号様式の2の7」に改める。

別表第3 佐倉市道4―596号線の項の次に次のように加える。

佐倉市道4―597号線	佐倉市岩富2，217番1地先から大作一丁目4番2地先まで
佐倉市道6―36号線	佐倉市岩富2，272番1地先から356番2地先まで
佐倉市道6―263号線	佐倉市岩富356番5地先から2，222番1地先まで

別表第3 横芝光町道E249号線の項の次に次のように加える。

横芝光町道E250号線	山武郡横芝光町篠本根切1番地先から9番地先まで
-------------	-------------------------

別記第1号様式の5から第1号様式の7までを次のように改める。

第1号様式の5（第2条の3第2項）

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 1 号様式の 6 (第 2 条の 3 第 6 項)

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
千葉県公安委員会 様	
住 所 (所 在 地)	
ふ り が な	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 1 号様式の 7（第 2 条の 3 第 7 項）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
千葉県公安委員会 様	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名 称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記第 4 号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 5 条第 3 項及び第 5 項）

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 様	
住所（所在地）	
申請者 氏名（名称）	
電話	
番号標に表示 されている番号	
許可を受けようと する日 時 期 間	
許可を受けようと す る 場 所	
許可を受けようと す る 理 由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記第4号様式の2から第4号様式の2の5までを別記第4号様式の2の3から第4号様式の2の7までとし、別記第4号様式の次に次の2様式を加える。

第4号様式の2（第5条第7項）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 様	
住 所（所在地）	
氏 名（名 称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第4号様式の2の2（第5条第8項）

駐車許可証記載事項変更届 年 月 日 警察署長 様	
住 所（所在地）	
氏 名（名 称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第 5 条第 5 項の規定により交付されている駐車許可証は、改正後の千葉県道路交通法施行細則第 5 条第 5 項の規定により交付された駐車許可証とみなす。
- 3 この規則の施行前に、旧規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。